

# 経済価値ベースのソルベンシー規制 における検証態勢の構築に向けて

2

## 検証の枠組みとガバナンスへの影響

EY新日本有限責任監査法人金融事業部マネージャー 齋藤 剛

### 1. はじめに

2023年6月に金融庁より公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」(以下、最終化に向けた検討状況)では、25年度から導入予定の経済価値ベースのソルベンシー規制(以下、ESR規制)に関する各論点の方向性や検討の状況などが示されている。前回、「ESRに関する検証の枠組み」に関する論点を概観したが、今回はその中から「内部の検証態勢」について取り上げる。

### 3. ESR検証機能

「最終化に向けた検討状況」では、ESR検証機能は「ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること。またESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること」とされており、ESRの検証機能は「ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること。またESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること」とされている。実際には、例えばCRO (Chief Risk Officer) などが検証責任者を担い、いわゆる「三つの防衛線」の考え方における第2線としての対応が想定されるが、これに限らず、各社の組織態勢などを考慮し、各社で適切と考える検証責任者を定め、ESR検証機能の態勢を構築していくものと思料する。この点、暫定決定においても、一定の判断の上で、計算部門の検証や既存の内部統制の利用可能性について触れられており、一定程度の自由度が容認される見込みである。

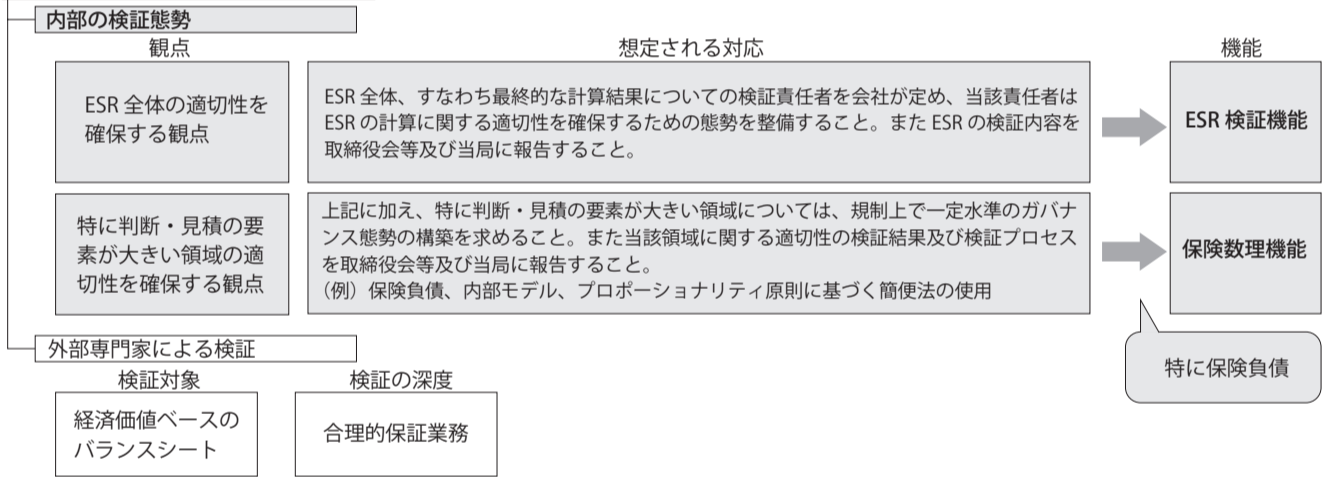
金融庁が22年6月公表した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」(以下、暫定決定)では、内部の検証態勢の全体像について、①保険会社が定めた検証責任者によるESR計算全体に関する適切性確保の態勢整備の判断・見積りの要素が大きい領域への適切性確保の仕組みを設けることが基本的な方向性として示された。「最終化に向けた検討状況」でも、今後、より具体性をもった態勢整備を保険会社に促している観点から、暫定決定での全体像を踏襲した形で、各検証機能の監督上の位置付けや役割等に関する現時点の方向性が示された。以下、内部の検証態勢の根幹たる「ESR検証機能」および「保険数理機能」、それぞれについて詳細を確認する。

### 2. 内部の検証態勢の概要

「最終化に向けた検討状況」では、ESR検証機能は「ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること。またESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること」とされており、ESRの検証機能は「ESR全体の適切性を確保する観点から、ESR全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者はESRの計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること。またESRの検証内容を取締役会等及び当局に報告すること」とされている。実際には、例えばCRO (Chief Risk Officer) などが検証責任者を担い、いわゆる「三つの防衛線」の考え方における第2線としての対応が想定されるが、これに限らず、各社の組織態勢などを考慮し、各社で適切と考える検証責任者を定め、ESR検証機能の態勢を構築していくものと思料する。この点、暫定決定においても、一定の判断の上で、計算部門の検証や既存の内部統制の利用可能性について触れられており、一定程度の自由度が容認される見込みである。

また、2点目のポイントとして、ESR検証機能はその検証内容について取締役会等および当局に報告が要請される方向である。これに資するた

### ESRに関する検証の枠組み



め、検証結果を取りまとめたレポート(以下、ESR検証レポート)を年1回作成し、報告することが示されている。ESR検証レポートには計算に関する重要な判断に関する検証に加えて、保険会社は含む内部統制の整備運用状況の評価など記載が求められる見込みである。特に内部統制の整備運用状況の評価は求められる内部統制の水準について、現状定まっているわけではないため、どの程度の水準の内部統制を構築すべきかなどの実務上の論点が挙がってくるものと想定される。この点、現行の内部統制報告制度(J-SOX)の考え方を援用すること

も有用と考えられるが、費用対効果や実効性を勘案した上で、各社での検討が求められるものと思料する。今後、金融庁では具体的な要求事項の検討が進んでいくものと思われるため、本論点についてはこれを待った上で具体的なアクションを起こしていくことも考えられる。

なお、ESR検証機能はグループレベルでも要請されており、グループESR検証機能はグループ全体のESR検証に関する方針に沿って各グループ会社が対応していることを検証する必要がある。各グループ会社のESR検証レポート等のレビューを通して、グループレベルのESRの検証が行われる。なお、海外保険子会社等に対してESR検証レポートの作成が義務付けられる趣旨ではなく、グループESR検証機能が直接海外保険子会社等に係る数値等を検証することも可能であることも示されている。

状況」は、「判断・見積りの要素が大きい領域については、規制上で一定水準のガバナンス態勢の構築を求めること。また当該領域に関する適切性の検証結果及び検証プロセスを取締役会等及び当局に報告すること。」と示している。この判断・見積りの要素が大きい領域は、例えば保険負債、内部モデルやプロポーシヨナリティ原則に基づく簡便法の使用などが挙げられているが、特に重要な領域と考えられる保険負債については、保険数理機能の構築が求められている。保険数理機能は「保険負債に関する計算前提や計算手法といった保険数理に関する事項の適切性を確保する機能」とされており、「適切に計算がなされているか検証することおよび検証結果をまとめたレポート(以下、保険負債の検証レポート)を年1回作成し、取締役会等および当局に報告すること」が基本的な方向性として示されている。

前述のESR検証機能と同様に保険数理機能構築のポイントとして責任者の要件が挙げられる。この点、保険数理機能の責任者は、検証対象となる保険負債が計算の複雑性などを伴う性質から、適格な要件についてESR検証機能よりもさらに厳格な要件が求められる見込みであり、「最終化

### 4. 保険数理機能

また、グループレベルでの保険数理機能の設置も求められているが、ESR検証機能と同様に特に異なる規制環境下にある海外保険子会社等の保険負債の検証について、グループ保険数理機能は各海外保険子会社等が作成した検証レポートなどについてわが国の規制に照らしたレビューを中心

に効率的に検証していく態勢を構築していくことが望ましいものと思料する。

本稿では、内部の検証態勢としてESR検証機能および保険数理機能に焦点を絞って概観した。これらの検証機能がその効力を発揮するためには、要請される適格な要件や独立性要件などに加えて、十分な検証期間の確保やESR計算プロセス・方針の理解などが必須とされるが、これをなすためには被検証部門の協力が前提となる。例えば、算定プロセス早期化・効率化により検証期間の確保を図り、ESR算定証跡・算定マニュアル等文書の充実によりESR計算に関する理解の共有を促進させることなどが考えられる。新規制導入に向けてこれらの準備を進めていくことが重要であると思料する。また、次回で触れるもう一つのESR検証の枠組みである「外部専門家による検証」においても、外部検証者はESR検証機能および保険数理機能とのコミュニケーションやこれらの検証レポートを利用することなどが想定されており、この点からも内部の検証態勢の重要性がうかがえる。

(つづく)



【齋藤剛(さいとう)氏のプロフィール】

EY新日本有限責任監査法人金融事業部マネージャー。監査法人入所後、国内大手保険会社を中心に財務諸表監査業務に従事。その後、金融庁監督局保険課での勤務を経て、現在は主に保険会社に対する幅広い分野でのアドバイザリー業務に従事。